

## 児童扶養手当

### 手当を受けられるのは・・・？

この手当は、次のいずれかに該当する子供を育てている父又は母、若しくは主として生計を維持する養育者に支給されます。

- ・ 父母が婚姻を解消した子供
- ・ 父又は母が死亡した子供
- ・ 父又は母に一定の障害（「父又は母の障害の基準」のいずれかに該当）がある子供
- ・ 父又は母の生死が明らかでない子供
- ・ 父又は母に1年以上遺棄されている子供
- ・ 父又は母が裁判所からのDV保護命令を受けた子供
- ・ 父又は母が法令により1年以上拘禁されている子供
- ・ 母が婚姻によらないで懐胎した子供

※婚姻には、婚姻届を提出していないが事実上婚姻関係と同様の事情にある場合（内縁関係など）を含みます。

### 手当を受けられないのは・・・？

この手当は、次のような場合には受けられません。

- ・ 申請する方や子供が日本国内に住所を有しないとき。
- ・ 子供が児童福祉施設等（母子生活支援施設などを除く）に入所しているとき。

※平成10年3月31日以前に手当の支給要件に該当したものの、手当の申請をせず、かつ、その間に手当の支給要件に該当しない事由が発生しなかった場合、原則として申請をすることができません。ご注意ください。

### 子供とは・・・？

18歳になった年の年度末（3月31日）までです。また、一定の障害（「子供の障害の基準」のいずれかに該当）のある場合は20歳未満までです。

### 手当の金額は・・・？（平成31年4月分から）

子どもの人数	月額（全部支給）	月額（一部支給）
1人の場合	42,910円	42,900円～10,120円
2人目加算額	10,140円	10,130円～5,070円
3人目以降加算額	6,080円（1人につき）	6,070円～3,040円（1人につき）

一部支給の手当額は、次の計算式に基づき決定されます。ただし、下線部は、10円未満四捨五入

※1 ※2

第1子  $42,910 - \{(\text{受給者の所得額} - \text{全部支給の所得制限額}) \times 0.0229231 + 10\}$ 円

第2子  $10,140 - \{(\text{受給者の所得額} - \text{全部支給の所得制限額}) \times 0.0035385 + 10\}$ 円

第3子以降  $6,080 - \{(\text{受給者の所得額} - \text{全部支給の所得制限額}) \times 0.0021189 + 10\}$ 円

※1 収入から必要経費（給与所得控除等）の控除を行い、養育費（注）の8割相当を加算した額です。

※2 所得制限額は、下の表に定めるとおり、扶養親族等の数に応じて額が変わります。

（注）養育費→受給者が父又は母の場合、父又は母及び子供が、子供の養育に必要な経費として子供の母又は父から受け取った金銭等です。

### 支給月について

児童扶養手当は、令和元年11月期から支給月と支給回数が変更となります。原則として、支給月にその月の前月分までは支払われます。

現在の支給月（令和元年8月期支給分まで）…年3回（4月、8月、12月）

変更後の支給月（令和元年11月期支給分から）…年6回（11月、1月、3月、5月、7月、9月）

※令和元年度の支給月は移行期間のため、年5回支給となります。

### 所得制限について

資格のある方は、所得にかかわらず申請できます。ただし、申請する方やその配偶者、及び同居等生計を同じくしている扶養義務者（申請者の直系血族、兄弟姉妹）の所得により、手当の支給に制限があります。

### 所得制限額（平成30年8月分から）

所得制限額未満の場合、全部支給又は一部支給となります。ここでいう所得は収入と異なります。（上記※1参照）。一律控除（8万円）のほか、諸控除が受けられる場合があります。

扶養人数	本人（父、母、又は養育者）		配偶者・扶養義務者 孤児等の養育者
	全部支給	一部支給	
0	490,000円	1,920,000円	2,360,000円
1	870,000円	2,300,000円	2,740,000円
2	1,250,000円	2,680,000円	3,120,000円
3	1,630,000円	3,060,000円	3,500,000円
4	2,010,000円	3,440,000円	3,880,000円

（注）受給資格者になられた方は、毎年8月1日から8月31日までの間に現況届の提出が必要です。